

第5章 就労支援の充実

1. 雇用の促進

◇ 現状と課題

障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労することは、自立した生活をするうえで極めて大切なことです。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、これまでも事業者に対して、その雇用する労働者数に占める障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけられており、平成25年4月1日からは、労働者数50名以上規模の民間企業は、2.0%以上（従前は労働者数56名以上で1.8%）の障がい者を雇用するよう、また、常勤職員48名以上の地方公共団体では、2.3%以上（従前は2.1%）の法定雇用率を守る義務が課せられています。

障がい者雇用の促進については、法律等に基づき、障がい者に対する職業訓練や事業主に対する助成、職場定着までの相談等さまざまな施策が国や北海道などにおいて行われています。

しかし、障がい者の就労の場の確保は依然厳しい状況にあることから、福祉的就労の底上げや、就労支援事業所から一般就労への移行促進などに取り組むことが必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者雇用の促進するため、啓発活動を推進するとともに各種助成制度等の周知や、事業主の理解と協力のもと、職場実習の場の確保に努めます。

●目標1：ハローワークむろらんと連携（商工労政G）

ハローワークむろらんが主催する障がい者雇用に関する事業に協力するとともに、各種助成制度等の周知に努めます。

●目標2：啓発活動の推進（商工労政G）

障がい者の雇用について、関係機関と連携を図りながら事業主に対し障がい者雇用の啓発活動を行い、一層の理解と協力が得られるよう努めます。

●目標3：北海道障害者職業能力開発校の周知・啓発（障害福祉G）

障がいのある方々に対し、障害者職業能力開発校の入校案内など一層の周知・啓発に努めます。

◇ 施策の確保のための方策

(1) 障がい者就労支援企業認証制度等の周知・啓発

北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援企業認証制度」及び北海道障がい者就労支援プログラム「アクション」登録制度の周知・啓発に努めます。

・市内事業主に対する「広報のぼりべつ」や市ホームページによる周知・啓発

(2) ハローワークむろらんと連携

ハローワークむろらんが主催する障がい者雇用に関する事業に協力するとともに、各種助成制度等の周知に努めます。

・障がい者ふれあい就職面接会の開催

(3) 啓発活動の推進

障がい者の雇用について、ハローワークむろらんや関係機関と連携を図りながら、事業主に対し障がい者雇用の啓発活動を行い、一層の理解と協力が得られるよう努めます。

・障がい者雇用に関するセミナーの開催

(4) 北海道障害者職業能力開発校の周知・啓発

障がいのある方々に対し、障害者職業能力開発校の周知とその利用の啓発に努めます。

・「広報のぼりべつ」による周知・啓発

(5) 職場実習等の場の確保

事業主の理解と協力のもと、職場実習等の場の確保に努めます。

・障がい者雇用に関するセミナーの開催（再掲）

2. 就労支援の充実

◇ 現状と課題

障がい者の就労が円滑に行われるためには、就労への支援策等を講じることが重要です。

このため、自動車運転免許の取得や自動車改造に要する費用の助成、技能を習得するための更生資金等の貸付制度があります。これらの制度の活用を通して一人でも多くの障がい者が就労へ結びつくよう、制度の周知や就労相談支援体制の充実を図っていくことが必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者が就労の機会を得ることができるよう、各種助成制度や貸付制度の周知、就労相談支援体制の充実に努めます。

●目標 1：就労への相談支援体制の充実（障害福祉G）

障害者就業・生活支援センターと連携し、障がい者の就労及び事業主の障がい者雇用についての相談窓口を設け、障がい者の一般就労や事業主の障がい者雇用を支援します。また、登別市総合相談支援センター e n での就労相談を含めた相談支援体制の充実を図ります。

●目標 2：市の職場での就業機会の創出（障害福祉G、人事・行政管理G）

市の職場での就業機会を創出し、障がい者を臨時職員として雇用して、障がい者の就労及び職業的自立の促進と、障がい者就労に関する啓発及び理解の促進を図ります。

●目標 3：障害者自動車運転免許取得費助成（障害福祉G）

障がい者が、自立更生のため自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。

●目標 4：重度身体障害者自動車改造費補助（障害福祉G）

重度の肢体不自由者が就労等に伴い、自動車を改造する費用の一部を助成します。

●目標 5：生活福祉資金（社会福祉 G）

他の貸付制度を利用できない障がい者等に対して、生業費、技能習得費、自動車運転免許取得費、自動車の購入時に要する経費などの貸付を行います。

（申請窓口は、社会福祉協議会です。）

◇ 施策の確保のための方策

（1）就労相談の実施

就労を希望している障がい者本人及びその家族や障害者雇用に関する事業主の相談窓口を設け、障団連や職親会、社会福祉協議会、職業訓練校・技能協会、商工会議所等の関係団体と連携するなどして、障がい者の一般就労及び事業主の障がい者雇用の推進に努めます。

（2）就業機会の創出

障がい者の就労及び職業的自立の促進と、障がい者就労に関しての啓発及び理解の促進を図るため、障がい者を市の臨時職員として雇用します。

（3）障がい者自動車運転免許取得費助成

障がい者が、自立更生のため自動車運転免許を取得する場合、その費用の一部を助成します。

（4）重度身体障がい者自動車改造費助成

重度の肢体不自由者が社会参加のため、自動車を改造する場合に、その費用の一部を助成します。

（5）生活福祉資金

北海道社会福祉協議会では、障がい者等に対して生業費、技能習得費、自動車運転免許取得費、自動車購入費の貸付を行っています。

3. 福祉的就労への支援

◇ 現状と課題

就職を希望する障がい者等については、一般社会への適応や自立促進などを図る就労移行支援、一般就労が困難な障がい者等に働く場を提供する就労継続支援などのサービスを提供する必要があります。

◆ 施策の基本的方向

一般就労に就くことが困難な障がい者等に、働く場を提供する施設の充実を図るとともに、事業所の運営の支援に努めます。また、福祉的就労による就労訓練により一般就労が期待できる方に対する就労支援を行います。

●目標 1：就労支援事業所の利用促進（障害福祉G）

就労の場の確保が困難な障がい者等の生活の安定と労働意欲の助長に向けて、就労継続支援事業所や、一般就労を目指す障がい者等の一般社会への適応訓練などを行う就労移行支援事業所の利用促進を図ります。

●目標 2：授産製品の販売支援等（障害福祉Gほか各G）

就労支援事業所の授産製品の販売場所の提供や、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づく商品購入などにより事業所を支援します。

◇ 施策の確保のための方策

（1）就労継続支援事業所の利用促進

企業等への一般就労が困難な障がい者等に対して、就労の機会や生産活動の機会等を提供し、訓練を実施する就労継続支援事業所などの利用促進を図ります。

（2）就労支援事業所等からの物品等の調達の推進

障害者優先調達推進法及び市の調達方針に基づき、就労支援事業所等が供給する物品等の需要増進を図るため、必要な取り組みを実施します。